佐賀県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

とおり道路の供用を開始する。

ಠ್ಠ 日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供す その区間を表示した図面は、平成二十一年八月四日から平成二十一年九月三

平成二十一年八月四日

佐賀県知事 古 川

康

四一四般四国号道	二一 〇般 七国 号道	路線名
三地先まで鹿島市大字井出字参の柳一四六四番先から鹿島市大字常広字田代七一番一〇地鹿島市大字常広字田代七一番一〇地	先まで鹿島市大字常広字田代一〇六番二地先から鹿島市大字井出字二の谷四二九番地鹿島市大字井出字二の谷四二九番地	供用開始の区間
平成二一・八・四	平成二一・八・四	供用開始の期日